

はちのへ空き家ずかん広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家ポータルサイト「はちのへ空き家ずかん」(以下「空き家ずかん」という。)に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格等)

第2条 空き家ずかんに広告を掲載できる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条第3号の規定に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

2 空き家ずかんに広告を掲載できる者は、次の各号のいずれかに区分するものとする。

- (1) 空き家バンク協力事業者 八戸市空き家バンク実施要綱(平成31年3月6日実施)第4条第2項の規定に該当する事業者
- (2) 空き家相談協力員 八戸市空き家相談協力員実施要綱(平成31年3月6日実施)第4条第2項の規定に該当する者及びその者が所属する事業者
- (3) 八戸市の空き家等対策に関する連携協定(令和6年8月7日締結)第4条第3項に規定するはちのへ空き家解消ネットワーク登録事業者
- (4) 一般 第1号から第3号以外の者

3 第2項の区分は、第9条に掲げる書類を受理した時点で判断するものとする。

(広告の種類及び掲載基準)

第3条 空き家ずかんに掲載することができる広告は、バナー広告とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、空き家ずかんに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、空き家ずかんの全てのページのうち市長が指定する場所とする。

(広告の規格等)

第5条 空き家ずかんに掲載することができる広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦120ピクセル、横360ピクセル

(2) 形式 画像形式は、GIF (アニメーション可)、JPEG 又は PNG のいずれかの形式とする。ただし、アニメーションなどの動きのあるものについては、閲覧者への身体的負担とならないように配慮されたものに限る。

(3) 容量 50KB 以内

2 空き家ずかんに掲載することができる広告は、20 枠以内（トップページの上部と全てのページのフッター部に同一内容で掲載）とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は毎月1日を開始日とする1月単位とし、連続して掲載することができる期間は最大12月とする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たない場合に限り、掲載期間を更新することができるものとする。

2 広告掲載期間中に市の都合により空き家ずかんに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときは、当該閲覧することができない時間に相当する数を24で除して得た数（その数が1に満たないとき、又はその数に1に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する日数を掲載期間に加えるものとする。

(広告掲載料の額)

第7条 広告掲載料の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条第2項第1号から第3号に該当する者 1枠当たりの月額4,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 第2条第2項第4号に該当する者 1枠当たりの月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(募集の方法)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を市ホームページ及び空き家ずかん等に掲載して行うものとする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たないときは、次の順位により、掲載対象者を選定して広告掲載の案内をすることができる。

(1) 公社、公団、公益法人又はこれらに類するもの

(2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告を掲載する者として適当であると市長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、次に掲げる書類に掲載しようとする広告の案及び画像データを添えて原則として広告掲載開始日前月の10日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）に市長に提出しなければならない。この場合において、当該画像データの作成経費は、掲載希望者の負担とする。

(1) はちのへ空き家ずかん広告掲載申込書（別記第1号様式）

(2) 広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）（別記第2号様式）

(広告掲載の決定等)

第10条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、はちのへ空き家ずかん広告掲載通知書（別記第3号様式）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たっては、広告の案の内容及びリンク先

について、第3条の掲載基準その他この要綱の規定に適合していることを確認するものとする。この場合において、疑義が生じたときは、市長は、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。

3 前条の規定による掲載希望件数が募集枠数を超えたときは、期間が長いものを優先するものとし、期間が同じものが複数あるときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 八戸市広告パートナーに登録しているもの

(2) 市内に事業所等を有するもの

4 前項の順位によっても決定しない場合は、抽選により決定するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、掲載希望者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条第1項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を掲載開始日の5日前（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）までに一括納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなくなったとき（第6条第2項に規定する場合を除く。）は、当該掲載することができない期間に応じ、既納の広告掲載料を還付するものとする。

(広告の掲載)

第13条 市長は、第11条の規定により広告掲載料が納付された場合に限り、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、毎月1日を開始日とする1月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、はちのへ空き家ずかん広告掲載変更申込書（別記第4号様式）及び画像データを市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 第10条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第2項中「広告掲載の可否を決定するに当たっては」とあるのは、「掲載する広告の内容及びリンク先の変更を承認するに当たっては」と読み替えるものとする。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、空き家ずかんへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中においても当該広告の掲載を

取り消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主が第2条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 前項第2号及び第3号の規定により、市長が広告の掲載の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、広告主は市に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市長と広告主とが協議して定める。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月13日から実施する。

この要綱は、令和3年3月22日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。